

○公 告

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

令和8年3月25日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

1 講習日時等

日 時		定員	場 所
令和8年5月25日（月）	9：00～17：50	20人	松山市一番町2丁目6番地15 伊予鉄会館別館ビル2階 愛媛県警備業協会 会議室
令和8年5月26日（火）	9：00～17：50		
令和8年5月27日（水）	9：00～16：50		
令和8年5月28日（木）	9：00～11：50		

2 受講申込書の提出

(1) 提出日時

令和8年4月17日（金）から令和8年4月24日（金）までの午前9時から午後4時30分までの間

※ ただし、受付は先着順とし、定員となり次第締め切ることとする。

(2) 受講申込書提出先

ア 受講申込者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する愛媛県内の警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

イ 愛媛県内に住所地又は所属する営業所の所在地がない場合は、愛媛県内の最寄りの警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

(3) その他

受講申込者本人が受講申込書を持参の上申込みを行うこととし、代理人、郵送等による申込みは受理しない。

3 申込みに必要な書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則別記様式第1号）（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

4 受講手数料

(1) 受講手数料の金額

39,000円

(2) 納付要領

講習手数料相当額の愛媛県収入証紙を各人で事前に準備し、講習初日の受付の際に納付すること。

受付時に講習手数料相当額の愛媛県収入証紙が納付できない場合は、講習を受講することができない。

なお、一度納付した手数料は、原則返還しない。

5 講習の委託先

愛媛県松山市一番町2丁目6番地15 伊予鉄会館別館ビル2階

一般社団法人 愛媛県警備業協会

6 その他

(1) 講習の最終日に、筆記の方法による修了考査を実施する。

(2) 筆記用具を持参すること。

(3) 講習についての問合せは、愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室 警備業担当（電話 089-934-0110）へ行うこと。